

# 【仕様書】

豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託

目 的：豊見城市及びキャラクターの認知度向上を図るため、機能向上等を施した豊見城市イメージキャラクター「アゴマゴちゃん」及び「トミッキー」の着ぐるみを製作する。

業 務 名：豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託

履行期間：契約締結日から令和8年2月28日まで

業務概要：豊見城市イメージキャラクター「アゴマゴちゃん」及び「トミッキー」の着ぐるみを製作する。

共通事項：本年度完了業務とし、次年度への繰越は行わないものとする。

特記事項：別紙特記仕様書を参照。

# 【特記仕様書】

## 豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託

### 第1条 一般仕様

1. 本特記仕様書は、豊見城市（以下、「甲」という。）が発注する「豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務」（以下、「本委託業務」という。）に適用する。
2. 本委託業務の契約件名は「豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務」とする。
3. 本委託業務は、本特記仕様書に基づき実施するほか、関係法令等の適用条項に基づき行うものとする。
4. 受注者（以下、「乙」という）は、前項及び以下の各項に規定する業務の実施に際しては、その責任に於いて必要かつ十分な措置を講じなければならない。
5. 乙は、本委託業務が観光PRを広く行い、更なる観光客の誘客促進、地域活性化を図ることを目的としたツールを製作するものであることを十分認識した上で業務を実施すること。また、各成果品を甲に提出するものとする。
6. 乙は本委託業務により製作したツールが、今後の豊見城市の観光に寄与するべく業務を行うものとする。
7. 本委託業務の実施に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。
8. 本委託業務の成果品はすべて甲の所有とし、成果物やその他業務において作成されたデータについての著作権は、全て甲に帰属するものとする。また、乙は成果品について他に公表、貸与または使用してはならない。

9. 本委託業務の実施に際し、本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲と協議する。ただし、軽微な変更は甲の指示に従うものとし、この場合の委託金額及び履行期間については変更しない。
10. 乙は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、甲と協議のうえ、その一部を再委託または請け負わせることができる。
11. 乙が作成した製作に関する設計図等は、甲の承認を得た後に、着ぐるみ製作に着手すること。

## 第2条 業務内容

着ぐるみ製作条件：別紙①～③を参考に製作すること。

### 【デザイン面】

- ・着ぐるみは、「バルーン型」に限る。
- ・身長 155～175 cm程度の演技者が着用してもイメージを損なわないこと。
- ・着ぐるみは、高さ 2,000 mm程度とすること。
- ・横幅及び奥行きは、原則 1,500 mm程度とすること。
- ・デザイン及び色は、別紙①～③に基づいて、出来るだけ忠実に再現すること。

### 【機能面】

#### ①装着性及び装着時の安全性等

- ・長時間の着用が可能であること。
- ・視界を出来るだけ広く、足元を見えやすくして、演技者と周囲の安全に配慮すること。
- ・足底は屋内、屋外どちらでも対応できるつくりにする。
- ・全体のバランスが良く、安定して動きやすいつくりであること。
- ・外部から演技者の顔、体等が見えないようにすること。
- ・外部から覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、容易に内部の構造や演技者が見えないようにすること。

#### ②耐久性

- ・型崩れ、破損、汚損、洗浄または日焼けによる色落ち等ができるだけ発生しない素材・型にしながら、軽量化にも努めること。
- ・素材は、匂いがつきにくい等、できるだけ防臭効果の高いものを使用すること。

#### ③イベント等で使用する際の可動性、運動性

- ・演技者が職員などの素人であることを前提としたものであること。（高度な

動きをせずとも、十分に可愛い動きをアピールできるつくり、涼しい、軽量及び視界が広い等)

・手のひらはできるだけ掌握運動ができるようにすること。

④不装着時の保管・管理及び手入れなどのメンテナンス面

・持ち運びが容易にできるような構造にすること。

・それぞれ専用の収納兼運搬用ケースを用意し、持ち運びが容易にできること。  
(軽くて小さく、キャスター付である等)

### 第3条 成果品

甲に提出する成果品は以下のとおりとする。

(1) 市イメージキャラクター「アゴマゴちゃん」及び「トミッキー」着ぐるみ・・・計2体

(2) 着ぐるみ収納兼運搬用ケース・・・それぞれ1式ずつ

(3) 取扱説明書(メンテナンスを含む)・・・1式

ア それぞれ2部及び電子データ(PDF等)

※取扱説明書は、演技者が素人であることを前提とし、容易に理解ができるものとする。

(4) 着ぐるみデザイン図のデジタルデータ(CD-ROMなど)

※仕上がり図面、全体の寸法、各部分の寸法、厚さ、使用する素材、色及び全体の重量等を記載したもの

### 第4条 安全管理等

#### 1. 安全管理

(1) 乙は災害または被害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに甲に報告するものとする。

(2) 乙は業務実施にあたり周囲の安全性の確保に努めること。

#### 2. 個人情報の管理

(1) 乙は個人情報を業務で扱う際には、適正に管理し、外部に漏えいがないようにすること。

### 第5条 完了検査

1. 乙は検査のために必要な資料について、甲の指示に従わなければならない。

2. 乙は本委託業務が終了した際は、速やかに甲の完了検査を受け、誤り等が

判明した場合は訂正を行うものとする。

#### 第6条 支払条件等

1. 甲は完了検査に合格した後、乙より請求書が提出された場合、30日以内に契約に定められた金額を支払うものとする。

#### 第7条 製品保証

1. 成果品納品後、初期不良に対して無償で対応すること。

#### 第8条 納品場所

1. 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1  
豊見城市役所 企画部 商工観光課 観光振興班